

しない！させない！見逃さない！

廃棄物の不法投棄・野外焼却

12月は、不法投棄等防止啓発強調月間です。

◎何人も、みだりに廃棄物を捨てたり、野外焼却を行ったりはしてはいけません。

◎自分の土地に廃棄物をみだりに捨てた場合でも不法投棄になります。

◎このような行為は、廃棄物処理法違反で罰せられることがあります。



建設廃材を不法投棄したり、粗大ごみの様な廃棄物を山林などの人目につきにくい場所に不法投棄したりする事例が発生しています。また、「野外焼却」（いわゆる野焼き）も廃棄物処理法で禁止されていますが、一向に後を絶ちません。

廃棄物処理法の規定では、次のような場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（またはこの併科）に処せられます。

- ①みだりに廃棄物を捨てた場合
- ②廃棄物を焼却した場合（たき火やどんど焼きなど、法令で定められた方法や公益上または社会の慣習上やむを得ない場合を除く）
- ③法令で定められた方法によらずに、指定有害廃棄物「硫酸、ヒッチ」に保管、収集、運搬または処分した場合

私たちの郷土である美しい福井の自然と生活環境を守るために、県では監視パトロールや監視カメラの設置を通じて、不法投棄をさせない

環境づくりに取り組んでいます。さらに町民一人ひとりが監視役となることで、廃棄物の不法投棄や悪質な野外焼却を防ぎ、住みやすい生活環境をつくっていきましょう。

また家庭で不用になった家電は、家電リサイクル法に基づき家電小売店に引き取ってもらうなど、適正に処分しましょう。

廃棄物の不法投棄や野外焼却を見つけたときは、左記の不法投棄110番、丹南健康福祉センター、または役場や警察署に通報してください。

◆不法投棄110番

Tel 0776-20-0584

◆丹南健康福祉センター

Tel 0778-51-0034

◆越前警察署

Tel 24-0110

◆建設整備課

☎ 47-8003

河川に油類を流さないよう

ご協力をお願いします！

日野川地区水道管理事務所では、日野川（八乙女取水口）から河川水を取水し、最新設備により水道水をつくり、南越前町をはじめとした3市2町に供給しております。

冬季になると暖房で灯油などを使用する機会が増えますので、油類の漏洩には特に注意してください。油類が流入すると浄水処理に大きな負担がかかります。日野川の水をきれいに保てるよう皆様のご協力をお願いします。

また、誤って油などが川へ流れた場合には、すぐに当事務所までご連絡ください。

■問合せ 福井県日野川地区水道管理事務所

Tel 22-0301（24時間駐在）

古くなった灯油等は購入店で回収してもらい、河川等へ廃棄しないでください。

灯油等の給油や小分け作業中は、その場を離れず、目を離さず、こぼさないようにしてください。

